

平成30年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電設備更新等事業）に係るFAQ

工事等事業

【補助金対象可否】

No.	質問（Q）	回答（A）
1	水車一式更新ではなく、ランナのみ取替であっても増出力または増電力量となれば補助対象となるのか？	補助対象となります。
2	工事等事業で目標とする増出力、増電力量はどのように算出すればよいのか？	水車の流れ解析等により増出力または増電力量を算出してください。当補助金の調査事業を活用してください。
3	補助事業者の職員の旅費は補助対象となるのか？	対象外です。
4	調査事業で流れ解析を行った後、関連する工事等事業において再度流れ解析を行うことは可能か？	調査事業と重複しているため、解析を実施する会社の違いや実施内容の違いなどに関わらず、工事等事業では補助対象外となります。
5	「複数年度事業については、・・・各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までは補助対象とならないためご注意ください。」とあるが、この期間にどうしても実施したい工事がある場合にはどうすればよいのか？	当該期間に実施したい工事がある場合は、補助事業とは別に契約を締結して実施してください。

【申請～交付決定前】

	質問（Q）	回答（A）
6	その他必要書類として、「固定価格買取制度の適用を受けないことに関する誓約書」とありますが、所定の書式があるか？	任意書式です。
7	提出書類として「地元調整資料」が挙げられているが、ランナ取替工事のみの場合でも当資料の提出は必要か？	該当なしの場合は、「該当なし」と記載してください。
8	提出書類として「環境影響調査資料」が挙げられているが、ランナ取替工事のみの場合でも当資料の提出は必要か？	該当なしの場合は、「該当なし」と記載してください。

【確定検査後】

No.	質問（Q）	回答（A）
9	「同一地点で水力発電の導入促進のための事業費補助金のうち、工事等事業の補助事業を同時に申し込むことはできません。」とあるが、同じ年度内に調査事業と工事等事業を続けて行いたい。2度に分けて申請する場合、後続の工事等事業は、どのタイミングで申請できるか？	調査事業と工事等事業の2度に分けて申請する場合、調査事業が終了し、その確定通知日以降に工事等事業の申請が可能です。
10	更新工事終了後36ヵ月間の報告が求められているが、報告期日が毎年6月末とされていることから、年度毎に集計した結果を翌年6月末に報告するという理解でよいのか。	その通りです。